

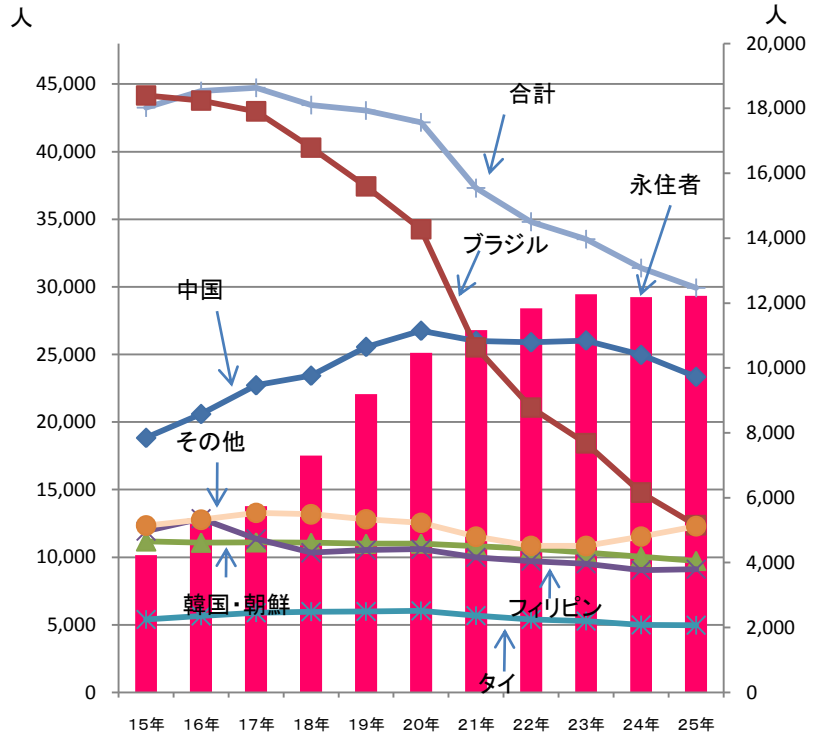
多文化共生推進指針の策定について

国際課

【現状認識】

- 外国籍県民数は、H25.12.31現在 29,924人。中国、ブラジル、韓国・朝鮮、フィリピンの順
- H20年リーマンショック以降減少傾向だが、永住者資格の取得が伸び、定住化が進行。
- コミュニケーション能力不足による地域社会からの孤立、授業についていけない児童生徒や日本語、母国語ともに能力不足の若者が定住。
- 失業の長期化による生活困窮。
- H18総務省「多文化共生推進プラン」策定指導を受け、H20多文化共生研究会報告書を策定、指針とみなし、市、NPO等が主体となり各地域で施策を展開。
- 状況変化を踏まえ、県の方針を明確にすることにより市、NPO等の活動を支援する必要がある。

■ 最近の外国籍県民数と永住者数の推移



■ 多文化共生推進指針の策定⇒長野県内での多文化共生推進の道標

多文化共生研究会報告書(H20)の見直しによる指針の策定

- 第1 多文化共生推進指針策定委員会及び庁内調整会議の開催
- 第2 検討の方向
 - 1 外国籍県民等の現状と課題
 - 2 多文化共生推進に関する基本的な考え方
 - 3 多文化共生施策の方向性
 - (1) 多文化共生への理解促進
 - (2) 外国籍県民等の自立支援と社会参加促進
 - (3) 推進体制の整備
市町村、NPO等との協働推進、長野県国際化協会の体制強化

■ 多文化共生推進指針策定委員会の開催

15名で構成、3回開催
庁内調整会議と調整しながら指針策定

【委員構成案】

学識経験者、経済・労働団体、市町村、NPO、外国籍県民キーパーソン

■ 意識・施策実態調査(H25)

■ 外国籍県民意見交換会の開催(H25～26)

■ 日本語学習支援事業の実施

H26文化庁
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
(NPO・市町村支援、モデル事業)

【期待される効果】

- 多文化共生推進について県の方針を明確にすることにより、市、NPOの活動を支援
- 県、市町村、NPO等、各主体の協働により、効果的な施策を展開

誰もが地域社会の一員として活躍できる地域づくりの推進

(別紙1)

長野県多文化共生推進指針策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 国籍等に関わらず誰もが住みやすい地域づくりを推進するため、長野県内のこれからの多文化共生の道標となる多文化共生推進指針の策定することとし、その方向性等を検討するため、長野県多文化共生推進指針策定委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査、検討する。

- (1) 外国籍県民等の現状と課題
- (2) 多文化共生推進に関する基本的な考え方
- (3) 多文化共生施策の方向性
- (4) その他必要と認められる事項

(構成)

第3条 委員会は別表に掲げる委員15名で構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から互選する。
- 3 委員の任期は平成27年3月31日までとする。

(運営)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員会の運営を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の事務は、長野県県民文化部国際課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は平成26年4月1日から施行する。



長野県多文化共生推進指針策定委員会 公募委員を募集します

多文化共生推進指針の策定にあたり、県民の皆様から幅広くご意見をいただくために、長野県多文化共生推進指針策定委員会の公募委員を募集します。

- 1 応募期限 平成 26 年 4 月 25 日(金)必着(郵送の場合は、当日消印有効)
- 2 募集人員 3 名
- 3 応募資格 次の条件をすべて満たす人
 - (1) 県内に居住する人で、平成 26 年 4 月 1 日現在で満 20 歳以上の人
 - (2) 多文化共生について関心があり、県の多文化共生施策のあり方や方向について意見を述べることができる人
 - (3) 年 3 回程度開催する策定委員会に出席できる方(会議は原則平日の昼間に開催します。)
- 4 任期 11 か月(平成 26 年 5 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの予定)
- 5 応募方法
 - (1) 申込書に必要事項を記入し、申し込んでください。
 - (2) 応募は郵送、持参のほか、ファックス及び電子メールでも受け付けます。
(電子メールの場合、申込書の記載事項と同一内容を記載すれば、様式は問いません。)
 - (3) 申し込みいただいた申込書は返却いたしません。
- 6 選考方法
 - (1) 書類選考及び面接により委員を決定します。面接は、書類選考で選ばれた方を対象に行います。
 - (2) 選考結果は 4 月下旬に応募者に通知します。
- 7 申込書の入手方法
申込書は、長野県ホームページからダウンロードできます。また、県庁国際課でも入手できます。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kokusai/sangyo/kokusai/tabunka/tabunka/shishin.html>
- 8 応募先・問い合わせ先
〒380-8570(住所記載不要)長野県国際課
電話 026-235-7165 FAX 026-232-1644
Eメール: kokusai@pref.nagano.lg.jp
- 9 その他
 - (1) 会議は原則とし公開されますので、委員としての意見は公表されます。
 - (2) 委員には、長野県の規定に基づいて、報酬及び旅費が支給されます。
 - (3) 申込書の個人情報、選考の目的のみに使用します。また、長野県個人情報保護条例の規定に基づき適切に取り扱います。

しあわせ信州創造プラン(長野県総合 5 か年計画)推進中

観光部国際課多文化共生係
(課長)白鳥 博昭(担当)小林 史人
【電話】026-235-7165(直通)
026-232-0111(代表)内線 2805
【FAX】026-232-1644
【E-mail】kokusai@pref.nagano.lg.jp